

# 学習者用タブレット端末の調達 に係る入札説明書

令和6年7月

大分県ICT連絡協議会  
(事務局 大分県教育庁教育デジタル改革室)

# 入札説明書

## 1 共同調達について

- (1) 大分県 I C T連絡協議会（事務局：大分県教育庁教育デジタル改革室）が実施する共同調達とは、1以上の市（以下、調達予定市と言う）が、共同で物品の調達を行うことを言う。
- (2) 共同調達物品の入札（本入札説明書に係る入札）は、大分県 I C T連絡協議会（事務局：大分県教育庁教育デジタル改革室）が執り行い、調達物品に係る契約は各調達予定市と落札者間で個別に締結する。
- (3) 本入札に係る物品の調達予定市は以下のとおり。  
大分市、杵築市、豊後高田市

## 2 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の種類  
学習者用タブレット端末の調達
- (2) 納入期限  
令和7年3月28日（金）（詳細は落札後、調達予定市と協議の上決定すること。）
- (3) 業務内容  
「学習者用タブレット端末調達仕様書」のとおり
- (4) 入札方法
  - ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - イ 入札は、所定の入札書により、本人又はその代理人が行うこと。本人入札の場合は様式1、代理人入札の場合は様式2によること。代理人入札で入札書に代表者氏名の記載が無い場合は、その入札書は無効とする。
  - ウ 代理人入札の場合は、入札前に委任状（様式3）を提出すること。
  - エ 入札説明書及び仕様書等に特段の定めがない事項については、大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）の規定を準用する。
  - オ 印鑑は、いわゆるシャチハタ等のインキ浸透印は使用不可である。
- (5) 入札及び開札の日時及び場所
  - 日時 令和6年8月13日（火）10時30分
  - 場所 大分市大手町3丁目1番1号  
大分県庁舎本館8階82会議室ただし、入札書を郵送で提出する場合は、同月8月9日（金）午前10時必着で8の部局まで提出すること。  
※10分前までに入場すること。  
※県の外来者用駐車場は利用できないため、公共交通機関または有料駐車場等を利用すること。  
※入札書は封筒に入れ、封筒の表面に宛名、入札件名を記入すること。
- (6) 再度入札  
開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、直ちにその場所で再度入札を行う。

### 3 競争入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加するためには、次のすべての要件に該当している必要がある。

- (1) 大分県が発注する物品の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を得ている者
- (2) 調達予定市が発注する物品の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を得ている者
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (4) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
  - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
  - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
  - カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
  - キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
  - ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

### 4 入札保証金に関する事項

免除とする。

### 5 契約保証金に関する事項

契約保証金の取扱いについては、調達予定市の規定（別添1）に従うこと。

### 6 落札者の決定方法

- (1) 入札は、機器購入代金（仕様書に記載した全ての内容を含む）の合計額で実施する。
- (2) 団体によって仕様内容が異なるため仕様書の記載内容に従い、各調達予定市の応札金額を合算のうえ算出すること。また、各調達予定市の応札金額一覧を入札時に添付の内訳書（様式5）で提出すること。
- (3) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札予定業者とし、かつ、各調達予定市の予定価格範囲内である者、共通仕様書及び各市の詳細仕様書に準拠している者を落札者とする。落札予定業者は、一部の調達予定市で、予定価格範囲外であるものがあつた場合、大分県ICT連絡協議会（事務局：大分県教育庁教育デジタル改革室）と協議を行う。
- (4) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があつたときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 落札しない場合は、再入札を行う。
- (6) 再入札は2回までとし、再入札の結果落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2の規定に基づき、随意契約に移行する。

## 7 開札に立ち会う者

開札は、入札参加者又はその代理人が立会いのもと行うものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うこととする。

## 8 事務を担当する部局の名称及び所在地

〒870-8503 大分市府内町3丁目10番1号  
大分県ICT連絡協議会（事務局：大分県教育庁教育デジタル改革室）  
電 話 097-506-5441  
MA I L a31070@pref.oita.lg.jp

## 9 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

## 10 入札の無効

大分県契約事務規則第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

- (1) 金額の記載がないもの。
- (2) 入札に関する条件に違反したもの。
- (3) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。

## 11 契約書作成の要否

- (1) 落札者は、各調達予定市の契約規則に記載のある場合は、契約書を作成することとする。契約書作成に要する費用については、落札者による負担とする。
- (2) 落札者は、各調達予定市が指定する日までに当該調達予定市と契約を締結するものとする。

## 12 支払方法について

- (1) 落札者は調達予定市と支払方法について協議を行った上で請求を行うこととする。また、調達予定市の長がその支払の請求を受けたときは、当該調達予定市の契約規則で定められている期間内に支払うものとする。

## 13 最低制限価格に関する事項

設定しない。

## 14 入札説明書等に対する質疑

- (1) この説明書及びこれに添付した書類に対する質疑がある場合は、質問票（様式4）を下記により提出すること。
  - ア 提出期限  
令和6年7月9日（火） 午後5時15分まで
  - イ 提出場所  
上記9に記載する担当部局
  - ウ 提出方法  
持参、郵送又は、e-mail

(2) (1)により質問票を受領したときは、HP上に記載することで回答するものとする。

#### **15 入札の延期、中止等**

(1) 天災、地変等により入札執行が困難なときは、入札を延期、中止又は取り止めることがある。

(2) 正常かつ公平な入札執行が困難と認められる場合その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期、中止、又は取り止めることがある。